

令和5年度 佐賀県障害者授産事業パワーアップ支援事業
経営力・工賃向上コンサルティング事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務内容

(1) 委託業務名

経営力・工賃向上コンサルティング事業業務

(2) 目的

障害者が地域社会で自立した生活を営めるよう、障害福祉サービス事業所のうち、工賃収入の安定確保及び向上に取り組んでいる就労継続支援 B 型事業所及び経営改善計画書若しくは賃金向上計画を作成し別途定める要件を満たしている就労継続支援 A 型事業所、工賃向上計画を作成している生活介護事業所及び地域活動支援センター（以下、「事業所等」という。）に対して、専門家による経営指導や技術指導、商品・サービス価値の向上に向けたアドバイス等の支援を行う。

(3) 委託業務の内容

別添「経営力・工賃向上コンサルティング事業仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(5) 契約上限額

金 5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

2 参加要件

次の要件を全て満たす事業者とする。

なお、⑥の要件については資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- ② 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- ③ 県税ほか公租公課の滞納がないこと。
- ④ 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切

手が不渡りとなった者でないこと。

- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑦ 過去に同種の業務を受託した実績を有している、若しくは、それと同等の能力を有している者であって、当該業務を確実に履行できると認められること。
- ⑧ 緊急の打合せ等が必要な場合において、迅速な対応が可能であること。

3 企画提案スケジュールと内容

(1) 実施スケジュール（予定）

令和 5 年 8 月 1 日（火）佐賀県ホームページでの公募開始
令和 5 年 8 月 1 日（火）～令和 5 年 8 月 14 日（月）質問受付
令和 5 年 8 月 22 日（火）プロポーザル参加資格確認申請書・実績調書提出期限
令和 5 年 8 月 25 日（金）プロポーザル参加資格確認結果通知
令和 5 年 8 月 30 日（水）企画提案書・見積書提出期限
令和 5 年 8 月 30 日（水）～令和 5 年 9 月 13 日（水）書面審査
令和 5 年 9 月 15 日（金）委託業者決定

(2) 仕様書等に関する質疑応答

質疑がある場合は、令和 5 年 8 月 14 日（月）17 時までに質問書（様式第 1 号）により、電子メール又はファックスにより「6 問い合わせ先」まで送付すること。質疑応答の内容は、令和 5 年 8 月 17 日（木）までに電子メール又はファックスにより質問者に回答するとともに、必要に応じて佐賀県ホームページに掲載し参加者全員に周知する。

(3) 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

① 提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式第2号） 1部

イ 実績調書（様式第3号） 1部

過去3年間において、同種の業務の委託実績について記載すること。（行政関係機関からの受託実績は必須）

ウ 会社概要（パンフレットで可） 1部

② 提出期限 令和5年8月22日（火）17時（必着）

③ 提出場所 6 問い合わせ先

④ 提出方法 持参又は郵送

⑤ 参加資格の確認結果 令和5年8月25日（金）までに通知する。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(4) 企画提案書等の受付

① 提出書類

ア 表紙（様式第4号） 1部

イ 企画提案書（パワーポイント形式） 5部

㊦ A4長辺綴じ（資料横向き、枚数制限なし、ホチキス留め、図表等についてはA3版の折り込みも可）とし、文字サイズは概ね10.5ポイント以上とすること。

㊧ 業務の企画提案（仕様書で定めたものを網羅したものであり、事業にあたっての考え方、スキル、ノウハウ（本事業に取り組む上で必要と考えるもの）、事業の実施方法、実施内容等の案を含むものであること。）とともに、業務実施体制、実施スケジュール（案）について記載すること。

㊨ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページに印字すること。

ウ 見積書（任意様式） 5部

② 提出期限 令和5年8月30日（水）17時（必着）

③ 提出場所 6 問い合わせ先

④ 提出方法 郵送または持参

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

⑤ 企画提案書の取り扱い

ア 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものは除く。

イ 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

ウ 本企画提案の応募に係る費用はすべて参加事業所の負担とする。

エ 真に必要な場合を除き、企画提案書等には、個人の情報やそれらを類推できるような情報を記載しないこと。

(5) 審査

- ① 審査は書類審査とする。審査員は別表「審査基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。
- ② 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- ③ 審査基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- ④ 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべく評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容等の評価点が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 結果の通知

令和5年9月15日（金）までにすべての参加者に対し通知する。

4 業務の委託契約

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け、又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。
- (3) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

5 その他

(1) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

- ① 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ② 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、

これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。(契約書の写し、契約相手先からの履行証明書又は完了確認書及びそれらに類するものなどで履行確認ができる場合)

ウ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ① 参加する資格のない者が行った場合
- ② 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ③ 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- ④ 1人で2以上の提案をした場合
- ⑤ 代理人でその資格のない場合
- ⑥ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- ⑦ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ① 参加事業者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 参加者に求められる義務

- ① 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。
- ② 企画提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしなければならない。
- ③ 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為をしないこと。

(6) 留意点

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）に基づき、適切に管理するものとする。

6 問い合わせ先

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課 就労支援室 樋渡
〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1-59 佐賀県庁新館 3 階
TEL : 0952-25-7389
FAX : 0952-25-7302
Mail : shougai-fukushi@pref.saga.lg.jp

7 個人情報の取扱

この募集に伴い収集した個人情報の取扱については、この企画競争に係ることのみに使用し、それ以外の目的には使用しません。